

枚 方 市 教 育 委 員 会  
協 議 会 資 料

案 件

- 1 枚方市立総合スポーツセンター使用料に関する規則の一部改正について

○開催日 平成28年10月26日  
○開催場所 輝きプラザきらら3階  
教育委員会室



# 枚方市立総合スポーツセンター使用料に関する規則の 一部改正について

社会教育部 スポーツ振興課

## 1. 概要等

指定管理者制度の導入により、枚方市立総合スポーツセンター条例の一部が改正されたことに伴い、枚方市立総合スポーツセンター使用料に関する規則の一部改正を行うものです。

## 2. 改正内容等

改正内容については、次ページのとおり

## 3. 施行日

第1条関係：公布の日から

第2条関係：平成29年 4月 1日

枚方市規則第 号

枚方市立総合スポーツセンター使用料に関する規則の一部を改正する規則

第1条 枚方市立総合スポーツセンター使用料に関する規則（昭和58年枚方市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「藤阪東町1丁目5011番8内及び春日西町2丁目6番2号に設置するテニスコート」を「藤阪東町中央公園テニスコート及び春日テニスコート」に改める。

第2条 枚方市立総合スポーツセンター使用料に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第4条第2項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第5条第2項中「（藤阪東町中央公園テニスコート及び春日テニスコートの使用にあつては、第1号及び第3号）」を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

参考資料

枚方市立総合スポーツセンター使用料に関する規則の一部改正について(案)

主要な改正部分の新旧対照表

新(改正後)	旧(現行)
<p>[第1条関係]</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第10条の規定によるテニスコートの使用に係る使用料の減免額は、次の各号(藤阪東町中央公園テニスコート及び春日テニスコートの使用にあつては、第1号及び第3号)に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[第2条関係]</p> <p>(個人共用使用の領収証書)</p> <p>第2条 枚方市立総合スポーツセンター条例(昭和57年枚方市条例第2号。以下「条例」という。)別表第2号の表及び第4号の表に規定する個人共用使用料の領収証書は、枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則(昭和58年枚方市教育委員会規則第9号。以下「施行規則」という。)第3条第1項に規定する枚方市立総合スポーツセンター使用券の交付をもつてこれに代えるものとする。</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第10条の規定によるテニスコートの使用に係る使用料の減免額は、次の各号(藤阪東町1丁目5011番8内及び春日西町2丁目6番2号に設置するテニスコート)の使用にあつては、第1号及び第3号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[第2条関係]</p> <p>(個人共用使用の領収証書)</p> <p>第2条 枚方市立総合スポーツセンター条例(昭和57年枚方市条例第2号。以下「条例」という。)別表第2号の表及び第4号の表に規定する個人共用使用料の領収証書は、枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則(昭和58年枚方市教育委員会規則第9号。以下「施行規則」という。)第4条第1項に規定する枚方市立総合スポーツセンター使用券の交付をもつてこれに代えるものとする。</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新(改正後)	旧(現行)
<p>(使用料の納付)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 施行規則第4条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により使用の中止の届出をした場合における使用料の納付の期限は、当該使用の許可の申請がインターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用してされた場合には、当該使用の許可において使用の開始とされていたときとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第10条の規定によるテニスコートの使用に係る使用料の減免額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 施行規則第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により使用の中止の届出をした場合における使用料の納付の期限は、当該使用の許可の申請がインターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用してされた場合には、当該使用の許可において使用の開始とされていたときとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第10条の規定によるテニスコートの使用に係る使用料の減免額は、次の各号(藤阪東町中央公園テニスコート及び春日テニスコートの使用にあつては、<u>第1号及び第3号</u>)に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>